

○総務省告示第四十四号

地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第二十五条第一項第一号の規定に基づき、平成十三年総務省告示第四百四十五号（地方税法第二十五条第一項第一号に規定する非課税独立行政法人を指定する件）の一部を次のように改正し、平成二十六年三月一日から施行する。

平成二十六年二月二十七日

総務大臣 新藤 義孝

「独立行政法人製品評価技術基盤機構

独立行政法人原子力安全基盤機構」を

「独立行政法人製品評価技術基盤機構

」に改める。

独立行政法人土木研究所

独立行政法人土木研究所